

「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び、「同適用指針（案）」に関するコメント

平成 18 年 7 月 18 日
あずさ監査法人
開示検討プロジェクト

平成 18 年 6 月 6 日付で公表されました「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用新（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。
公認会計士 齋藤昇、轡田留美子、前田啓

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部（Tel: 03-3266-7503）齋藤昇又は、轡田留美子までお願いします。

1. 「目的・範囲」に関して（基準 1 項等）

本基準は、コンバージェンスの一環のため、「財務諸表の注記事項」に限定して記載しているものと思われるが、「関連当事者の注記」という点では、会社法でもその開示が求められている。

同じ「関連当事者」という用語を使用していることから会社法で求める開示も本基準の範囲とみなされ混乱が予想されるため、会社法における開示と、本基準の適用範囲の整理を明示してはどうか。

また、本基準と会社法上の開示では、下記の点、関連当事者の範囲が異なっている。混乱を避けるため、当該差異についても、説明を追加してもらいたい。

< 会社法上、関連当事者の範囲に含まれないもの >

- 親会社の役員及びその近親者
- 重要な子会社の役員及びその近親者
- 従業員のための企業年金

2. 個別財務諸表における除外規定に関して（基準 5 項(3) また書き）

基準 5 項(3)「また書き」において、「個別財務諸表上は、・・・・除く」との個別財務諸表に限定した、除外規定が記載されているが、唐突感があるため、除く理由を結論の背景で説明してはどうか。

（重要な子会社が存在する場合は、連結 F/S が開示されているため、個別財務諸表での議論が不要ということか。）

3. 「主要株主」の定義に関して（基準5項(6)、17項、適用指針3項）

適用指針3項の「主要株主」の具体的な定義の根拠規定について、基準17項で、10%以上議決権保有の根拠規定（証券取引法163項1項）のみが記載されている。

開示根拠を明確にするためにも、信託等での保有のため主要株主に該当しない場合の根拠規定（企業内容等開示ガイドライン24の5-17）も併せて記載してはどうか。

4. 「取引の範囲」に関して（基準9項）

取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引とはどのようなものかについて、恣意性排除のためにも、結論の背景で解説してもらいたい。

5. 「資本取引」に関して（基準27項）

「資本取引」を開示対象とする旨は、現行の監査委員会報告第62号『関連当事者との取引に関する・・・監査上取扱い』では明確になっていなかった論点ある。

このため、新たに明確になった論点と言うことから、結論の背景だけでなく、本文においても明記してはどうか。

6. 「資本取引」に該当するストック・オプションの開示に関して（基準9項、27項）

役員に対する報酬は、基準9項において、開示対象外となっているが、報酬に該当しないストック・オプション（『ストック・オプション等に関する会計基準』27項において基準対象外とされている取引）は、資本取引であるため、本基準27項による開示対象に該当することになると思われる。

当該論点について、実務における開示の注意喚起の意味もこめて、適用指針等で記載してはどうか。

7. 「議決権」及び「業務執行権」について（基準5項）

関連当事者には、投資事業組合も含まれる（基準5項(4)）こととなるが、本基準においては、「議決権」をベースにした判定基準（記載）が多用されている。

投資事業組合に関する「業務執行権」の概念も、「議決権」に加えて記載してはどうか。

8. 「緊密なる者」について（適用指針22項）

適用指針22項で、実質的に会社に強い影響力を持つものも、関連当事者の範囲に含めるべき旨が記載されている。

上記とは逆に、会社が実質的に影響を与える「緊密なる者」についても、関連当事者の範囲に含まれるか否かを記載してはどうか。

9. 「役員報酬」の開示対象外の取引に関して（適用指針23項）

経済的利益の供与であっても、総会決議により「役員報酬等」として、定められていれば、開示対象外となっている。

逆に、総会決議が行われずに支給している、社宅家賃補助等の福利厚生費関係の費用（経済的利益の供与）があれば、開示対象と言うことになると思われるため、その点実務の混乱を避けるため、例示記載等してはどうか。

<誤植>

1．基準 24 項 3 行目

「生じる可能を否定できない」 「生じる可能性を否定できない」

2．適用指針 15 項 ただし書き 2 行目

「その取引総額が、」 「その取引に係る損益の合計額が、」

現行『関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い』では、「取引に係る損益の合計額」となっている。

以上